

平成23年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程〔第1号〕

9月6日（火曜日）午前10時 開会

※開会宣告

※開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第46号議案から第62号議案まで及び
報第9号から報第11号まで上程

提案理由説明

○第61号議案及び第62号議案決算
審査意見報告

○第46号議案から第62号議案ま
で及び報第9号から報第11号ま
で

質 疑

委員会付託

[ただし、各決算認定議案（第61
号議案及び第62号議案）及び報第
9号から報第11号までは除く]

日程第4 決算審査特別委員会の設置及び委員選
任（委員会付託）

日程第5 豊後高田市農業委員会委員の推薦につ
いて

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 土 谷 信 也 |
| 2 番 | 近 藤 紀 男 |
| 3 番 | 成 重 博 文 |
| 4 番 | 安 達 隆 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中 山 田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 駕 海 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 川 原 直 記 |

16 番 河 野 正 春

17 番 山 本 博 文

18 番 菅 健 雄

19 番 徳 永 浄

20 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 藤 隆 治
主幹兼議事係長	清 水 栄 二
庶務係 長	次 郎 丸 浩 一
副 主 幹	岩 本 力

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	駕 海 豊
代表監査委員	安 部 多喜男
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	奥 田 秀 穂
市参事兼総務課長	栗 原 茂 彦
市参事兼企画政策課長	宮 崎 敦 夫
市参事兼情報推進課長	中 嶋 栄 治
市参事兼財政課長	増 田 正 義
市参事兼農林振興課長	井 上 晃 一
市参事兼福祉事務所長	野 村 信 隆
市参事兼消防長	門 岡 博 通
税 務 課 長	渡 辺 功 司
市 民 課 長	谷 下 幸 二
保 険 年 金 課 長	佐 藤 清
子育て・健康推進課長	甲 斐 智 光
環 境 課 長	都 甲 賢 治
商 工 観 光 課 長	佐 藤 之 則
農 地 整 備 課 長	新 田 千 代 蔵
建 設 課 長	筒 井 正 之
都 市 建 築 課 長	河 野 義 雄
上 下 水 道 課 長	近 藤 博 人
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	渡 邊 和 幸
主幹兼総務法規係長	佐々木 真 治
秘 書 広 報 係 長	丸 山 野 幸 政

9月6日

教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	安 東 良 介
学 校 教 育 課 長	瀬 口 卓 士

○議長（村上和人君） おはようございます。
ただ今の出席議員は20名で、議員全員の出席であります。

よって、平成23年第3回豊後高田市議会定例会は成立をいたしましたので開会いたします。

○議長（村上和人君） この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

○議長（村上和人君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（村上和人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番中山田健晴君及び8番河野徳久君を指名いたします。

○議長（村上和人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

○議長（村上和人君） 日程第3、第46号議案から第62号議案まで及び報第9号から報第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 本日ここに第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

初めに、新火葬場についてでございます。

本市の長年の懸案であります新火葬場につきましては、ご案内のとおり、本年12月を完成工期として建設を進めてきたところでございますが、市民の皆様方が待望している施設でありますことから、1日でも早い完成をめざして取り組んでまいりました結果、工事に携わる企業の皆様方のご努力もいただき、10月1日から供用開始が行える見通しとなりました。

外構工事を含めた火葬場全体の竣工としましては、10月中旬になる見込みでございますが、何とか竣工前に稼働できる体制を整えることができたところでございます。

改めまして火葬場の建設に対するご理解とご協力をいただきました議員各位、地元関係者の皆様方、並びに工事関係者のご努力に対しまして、お礼を申し上げる次第でございます。

供用開始後につきましては、新たな施設にふさわしい利用者へのサービス向上を図るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、事務室の移転についてでございます。

高田庁舎の農林振興課、真玉庁舎の農業委員会事務局、そして農協グリーンセンター内にありました農業再生協議会事務局の三つの事務室が、農協高田支店の2階に移転いたしました。昨日から業務を開始いたしました。

特に、農林振興課につきましては、これまでエレベーターのない高田庁舎の4階にありましたことから、課を訪れる市民の皆様方には大変ご不便をおかけしておりました。

この度、農協の組織体制の変更に伴い、空きスペースとなりました高田支店の2階を格安でお借りすることができ、これらの農業関連の三つの事務室を農協の支店内にすべて移転することにより、農家をはじめとした住民の利便性はもとより、行政と農協とがより一体的に農業振興に取り組むことができるようになりますので、本市にとりましても、農協にとりましても、また、住民にとりましてもいい体制ができたのではないかと考えているところでございます。

次に、企業誘致についてでございます。

大分北部中核工業団地への14社目の立地企業として、8月17日に広瀬大分県知事立会いのもと、神奈川県藤沢市に本社を置く株式会社土屋製作が立地表明を行いました。

同社は、バンパーなどの自動車部品の塗装を行っ

ている会社でございまして、来年4月の操業開始を予定しております。また、従業員も現地雇用により当初は14人雇用し、将来的には30人規模に増やす予定とお聞きいたしております。

昨今の厳しい経済状況の中での企業進出は、本市にとりまして雇用や産業振興の面などにおいて活力をもたらしていただけると期待をいたしているところでございます。

次に、合同就職説明会についてでございます。

企業立地が進む本市において、市内の企業に十分に雇用していただくための人材供給の取り組みとして、進出企業をはじめ市内の地場企業の皆様方にもご賛同いただきまして、本年度は市内での開催に加え、大分市の全日空ホテルでも初めて開催いたしました。

これらの説明会により採用が決まった方もあり、大変うれしく思っている次第であります。

次に、田染荘のシンポジウムについてでございます。

昨年、国の重要文化的景観に選定され、日本を代表する文化財となりました「田染荘小崎の農村景観」に対する理解を深め、保存と活用を考えていくシンポジウムが、早稲田大学との共催で開催されました。

早稲田大学の海老澤教授から田染荘の価値についての説明のあと、早稲田大学の佐々木教授や東北芸術工科大学の間田教授の基調講演、さらに、九州大学の服部教授などこれまで田染荘の調査に携わってこられました大学教授によるパネルディスカッションが行われました。

また、私からも「田染荘保存の軌跡」と題しまして、ほ場整備をせずに保存し、国の重要文化的景観の選定に至った経緯やこれまで地元の方々と取り組んできたことについてお話をさせていただきました。

このシンポジウムには約200名もの方々にご参加いただき、大変盛会でございました。

次に、豊後高田そばの県外PRについてでございます。

本市のそばにつきましては、平成15年より官民一体となって取り組んでまいりました結果、生産面では春・秋合わせて200ヘクタールを超え、また観光面では認定店が10軒となり、本市にとって欠かすことのできない特産品へと成長いたしました。

今回、豊後高田そばの一番のポイントであり、日本一の栽培面積を誇る「春そば」の解禁に併せ、福

岡と東京でPR活動を実施いたしました。

福岡では、博多座と老舗百貨店「岩田屋」において1週間ずつ実演販売を実施し、また東京では、「深大寺そば」のブランドで多くのそば通が訪れる東京一のそば処である調布市深大寺において、3日間行われました「鬼燈まつり」の中で豊後高田そばのPRをはじめ観光物産展も開催するなど、いずれも大盛況でございました。加えて、調布市長や深大寺住職とも交流を深めることができまして、今回のご縁をきっかけに、今後も様々な形で調布市や深大寺でいろいろな事業をやらせていただくこととなり、その成果の第一歩として、来年の「鬼燈まつり」には、豊後高田産のほおずきを使っていただくこととなりました。

次に、観光盆踊り大会についてでございます。

恒例となりました高田観光盆踊り大会が、今回から会場をリニューアルした中央公園に移して開催いたしました。

会場となりましたイベント広場では、櫓の明かりが広々とした緑の芝に35チーム約800人が参加した踊りの輪を彩るとともに、多くの観客の皆様方にもお越しいただきました。大会の最後には草地おどり保存会の特別出演が花を添えるなど、会場は終始熱気に包まれ、大変賑わいました。

次に、学力テストについてでございます。

例年行われております県基礎・基本定着状況調査が、県下の小学校5年生は国語と算数の2教科を、中学校2年生は国語と数学、英語の3教科を対象に実施されました。結果といたしましては、7年連続で両学年、全教科とも全国平均を上回り、県下トップの結果でございました。これは学びの21世紀塾をはじめとした学校と家庭、そして地域とが一体となった取り組みが着実に成果となって現れているものと考えております。

今後とも、さらなる「教育のまちづくり」に努めてまいりたいと考えております。

次に、和歌山県で開催されました全国中学校体育大会の柔道女子個人44キログ級で、高田中学校の辻田愛佳さんが見事全国優勝をいたしました。

大変うれしく思っておりますとともに、今後のさらなる活躍を期待いたしているところでございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案及び報告につきまして、その大要をご説明申し上げます。

初めに、予算及び決算関係の議案及び報告についてでございます。

9月6日

第46号議案の平成23年度豊後高田市一般会計補正予算(第3号)につきましては、7,134万4,000円の増額補正で、補正後の予算総額は144億7,822万8,000円となります。その財源につきましては、県支出金、諸収入及び繰越金などで措置しています。

補正予算の内容につきましては、まず総務費では、定住促進をめざし、空き家バンクの登録物件の充実を図るため、改修費用の補助を行う「空き家改修事業費」、結婚に対するセミナーや出会いの場の創出、サポート体制の構築などを行いながら結婚に対する機運の醸成を図る「定住促進事業費」、次期中心市街地活性化基本計画の策定に要する経費などを計上しています。

民生費では、真玉体育センターに障がい者用トイレ等を整備する「障がい者対策臨時特例交付金事業費」、出産前の夫婦に対し、出産や育児への不安解消のための講座を開催する「プレママ・プレパパスクール事業費」などを計上しています。

農林水産業費では、長崎鼻周辺の耕作放棄地の解消活動を支援する「農地利活用推進事業費」、本市産そばの品質向上に向けての調査研究等を行う「そば産地振興対策事業費」、そばの消費拡大に向け、新たな展開をめざす「豊後高田そば道場開設実験事業費」などを計上しています。

商工費では、観光客の誘客促進を図るため、団体旅行用バスの費用助成や本市を経由地とする新たな運行路線の設置を行う「広域観光誘客促進事業費」、スパランド真玉の設備改修に要する経費を計上しています。

消防費では、東日本大震災を受け、沿岸部地域を中心に津波に対する避難誘導や住民啓発を図る海拔表示板や避難所表示板の設置をはじめ、避難所における資機材の整備等を図る「地震・津波等被害防止対策事業費」を計上しています。

教育費では、全国・九州中学校体育大会に出場する費用の助成に要する経費を計上するとともに、図書館建設事業において、今回、社会資本整備総合交付金が交付決定されたことを受け、それに伴う財源更正を行っております。

第47号議案の平成23年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、2,830万8,000円の増額補正で、補正後の予算総額は28億3,217万9,000円となります。

補正予算の内容につきましては、国・県・支基

金交付金の精算償還金を計上しています。

第48号議案の平成23年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、2,158万1,000円の増額補正で、補正後の予算総額は4億8,680万5,000円となります。

補正予算の内容につきましては、家屋火災等に伴うケーブルネットワーク施設修繕費、デジタル対応セットトップボックス整備費等を計上するとともに、今回、テレビの商店街整備事業に過疎地域等自立活性化推進交付金が交付決定されたことを受け、それに伴う財源更正を行っております。

第61号議案の平成22年度豊後高田市歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度豊後高田市歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

各決算は、平成22年度の予算に計上し、平成22年4月1日から出納整理期間である平成23年5月31日までの間に会計処理を行ったもので、各会計における主要な施策の成果につきましては、別冊の「主要施策の成果説明書」とおりでございます。

まず、平成22年度豊後高田市一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額158億1,696万5,845円、歳出総額154億9,434万4,558円、差引3億2,262万1,287円となり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、2億8,035万7,287円となります。

歳入の主なものは、市税、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び市債で、歳出の主なものは、火葬場建設事業、消防庁舎建設事業、桂橋整備事業、中央公園整備事業、学校施設整備事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金をはじめとした国の交付金を活用した各種事業、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別交付金事業、各特別会計への繰出金及び基金積立金です。

次に、平成22年度豊後高田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額33億7,218万4,034円、歳出総額32億9,187万2,464円、差引8,031万1,570円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、一般被保険者・退職被保険者等

療養給付費負担金、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金です。

次に、平成22年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額2億9,897万2,376円、歳出総額2億9,718万4,430円で、差引178万7,946円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、諸収入及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

次に、平成22年度豊後高田市老人保健特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額10万6,223円、歳出総額6,953円、差引9万9,270円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、諸収入で、歳出の主なものは、諸支出金です。

次に、平成22年度豊後高田市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額27億7,833万6,097円、歳出総額27億4,522万9,408円、差引3,310万6,689円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費です。

次に、平成22年度豊後高田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも1億850万3,476円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、簡易水道使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、施設整備事業費及び公債費です。

次に、平成22年度豊後高田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも8億6,439万4,703円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、公共下水道使用料、一般会計繰入金及び市債で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費、下水道整備事業費及び公債費です。

次に、平成22年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも2億5,395万120円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、特定環境保全公共下水道事業分担金、国庫支出金、一般会計繰入金及び市債で、

歳出の主なものは、施設維持管理関係費、下水道整備事業費及び公債費です。

次に、平成22年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも5,953万5,762円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費及び公債費です。

次に、平成22年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも879万4,487円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、漁業集落排水施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、施設維持管理関係費及び公債費です。

次に、平成22年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入・歳出総額とも2億7,442万1,803円となり、実質収支額は0円でございます。

歳入の主なものは、使用料、一般会計繰入金及び市債で、歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設整備事業費です。

第62号議案の平成22年度豊後高田市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度豊後高田市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

平成22年度の実績は、総配水量が前年度に比べ5万5,216立方メートル増加の170万2,760立方メートル、有収水量が前年度に比べ4万5,309立方メートル増加の153万8,248立方メートルです。

収益的収支につきましては、収入総額2億2,177万8,451円、支出総額1億9,141万1,241円となりました。

損益計算による総収益は2億1,185万6,740円、総費用は1億8,532万2,222円で、差引2,653万4,518円の当期純利益が生じました。

資本的収支については、収入総額3,181万7,665円、支出総額1億3,557万3,475円で、差引1億375万5,810円の不足額が生じましたが、この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額369万3,220円、過年度分損

9月6日

益勘定留保資金68万4,192円、当年度分損益勘定留保資金7,977万8,030円及び建設改良積立金1,960万368円で補てんしたところでございます。

報第10号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、収支が黒字となっていますので比率はございません。

実質公債費比率は14.0パーセント、将来負担比率は36.1パーセントとなっています。いずれも、財政健全化計画を策定し自主的に改善努力を行うこととなる早期健全化基準の値を下回っております。

報第11号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく特別会計等の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

各会計ともに資金の不足はありませんので、比率はございません。

次に予算及び決算以外の議案及び報告についてでございます。

第49号議案及び第50号議案につきましては、市道路線を整備したいので、その廃止及び認定について議決を求めるものでございます。

第51号議案の工事請負契約の締結につきましては、図書館の建設に伴う工事請負契約の締結について議決を求めるものでございます。

第52号議案の公の施設の指定管理者の指定につきましては、豊後高田市火葬場に係る指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

第53号議案の豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第54号議案の豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例及び豊後高田市有線テレビジョン放送番組審議会条例の一部改正につきましては、放送法の一部改正による有線テレビジョン放送法の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第55号議案の豊後高田市税条例等の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第56号議案の豊後高田市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正につきましては、消防団員の定員を適正規模にするとともに、定年制を廃止し、効率的で機能的な組織を構築するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第57号議案の豊後高田市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正につきましては、大分県農業協同組合くにさき西部地域本部の組織名称が変更されたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第58号議案の豊後高田市簡易水道事業条例の一部改正につきましては、簡易水道事業の給水についての使用料を統一するものでございます。

第59号議案の豊後高田市営住宅条例の一部改正につきましては、市営住宅給水施設使用料について、簡易水道地域における料金体系との公平性を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第60号議案の豊後高田市スポーツ振興審議会条例の全部改正につきましては、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

報第9号の損害賠償の額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で本定例会に提案いたしました議案及び報告についての説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和人君） 次に、第61号議案及び第62号議案について、監査委員に決算審査意見報告を求めます。

代表監査委員安部多喜男君。

○代表監査委員（安部多喜男君） おはようございます。代表監査委員の安部でございます。

それでは、平成22年度の決算審査についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、豊後高田市長より平成22年度豊後高田市一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算並

びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく書類が審査に付されましたので、ご報告申し上げます。

審査の方法は、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支、財産に関する調査及び各種基金の運用状況を示す書類につきまして、歳入歳出簿、その他関係書類と照合するとともに、予算執行状況並びに財産及び基金の管理状況について、関係諸帳簿との照合、計数の分析、前年度との比較を行い、所管する全課による事情聴取等も行いました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書及びその他関係書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数は関係書類と符合し、正確、適正に事務処理され、予算並びに事業の執行が適正かつ効率的に行われていることが認められました。

また、基金の運用状況につきましても、関係書類の計数は正確で、適正かつ効率的に運用されています。

なお、健全化判断比率におきましては、早期健全化基準内であり、良好な状態です。資金不足比率につきましても、資金の不足額はなく良好な状態であると認められました。

詳細につきましては、お手元にお配りしております別紙意見書のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（村上和人君） しばらく休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（村上和人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、これより第46号議案から第62号議案まで及び報第9号から報第11号までの質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、20番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。また、質疑は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により、発言を許します。

5番山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） 議席番号5番、山田秀夫でございます。通告に基づきまして議案質疑を行います。

第56号議案、豊後高田市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

この議案につきましては、先の6月第2回定例会の一般質問において、第2次行政改革大綱及び実施計画の取組状況及び遂行状況についてお尋ねをした中の1項目でございましたが、早々条例改正を提案されたことにつきましては、その努力に敬意を表したいと思います。

そこで、3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、消防団の定年制の見直しや適正規模の見直し、定数計画について消防長は、「人口や面積比較、そして他市の状況も参考にして効率的かつ機能的な組織を構築してまいりたい」と答弁がありましたが、今回の条例改正においてどのような基準や方針により改正されたのか、お尋ねをいたします。

次に、2点目は消防団員の定数の633人への改正は、定員に沿った改正であるように思われ、組織そのものは改正されていないように感じられますが、どのような見直しになっているのか。また、分団の部の統合等の組織改編については、地域の実情や消防力の強化も重要だと思いますが、今後どのような方針でされようと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

3点目は、行革の財政効果額についてであります。

消防団員の定員に応じた改正になっていることから、団員報酬についての効果はさほど見込めないと思われませんが、今回の改正で財政効果項目と効果額がどのようなになっているのか、以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（村上和人君） 市参事兼消防長門岡博通君。

○市参事兼消防長（門岡博通君） 第56号議案についてお答えいたします。

消防団は消防組織法に基づき、常備消防とともに設置した機関で、有事の際には消防本部と連携して火災の警戒及び鎮圧、地震や風水害など自然災害の被害軽減、人命救助に従事するなど、市民の生命、財産を守る災害対応の両輪となる最も重要な組織です。今回、東日本大震災においても、消防団の活躍が数多く報告されたところです。

9月6日

本市におきましては、あらゆる災害に備えて消防団員の訓練や教育を実施しております。先月の28日、全消防団員参加の下、夏季訓練を実施し、機械器具や人員服装点検、指揮命令系統の確認などを行ったところでございます。

今後につきましても、これら定期訓練の充実に加え、地震、津波に対応した訓練や消防団員が地域の防災リーダーとしてより以上に活動できるための教育、訓練などを検討していきたいと考えています。

本年度につきましては、災害時に活用できる機材を真玉、香々地の分団に配備しますので、その活用方法を含め、特に大規模災害時の遠隔地における消防本部との連携などを内容とした訓練を計画しているところでございます。

今回の条例改正の内、消防団員の定年制の廃止につきましては、6月定例会でお答え申し上げましたように、第1次行政改革大綱におきまして団員の目標人員を定め、60歳定年制により消防団のご理解とご協力をいただきながら定員の適正化に努めてまいりました。その結果、平成21年度から現在まで目標人員の範囲内で推移している状況でございます。

定年制の廃止につきましては、昨今の少子高齢化や入団希望者が少ないことから、消防団員の確保が非常に厳しい状況の中で、60歳を過ぎても健康に活動できる団員を確保するとともに、長年培ってきた経験や知識を若い団員に伝承するなど、活性化が図れるものと考えております。

また、各市の状況におきましても、14本部の内10本部が定年制を定めていない状況にあります。以上のことから、今回制度を廃止するものでございます。

次に、消防団員の定員改正につきましては、人口比較、面積比較など他市の状況を参考にしながら、実人員を基本として改正させていただくものでございます。

なお、分団や部の統合につきましては、平成19年度の第1次行政改革大綱において14本部61部を11分団57部に統合しております関係で、今回は分団や部の統合はいたしておりません。県内各市の状況を見ますと、さらなる適正化の必要性を感じているところでございます。

今後組織改編にあたりましては、人口や面積など他市の状況も参考にし、地域性や地理的条件を考慮しながら、効果的で機能的な組織として消防力の強化を図ってまいりたいと考えております。

財政効果額についてですが、団員報酬などについては、団員の実人員で計上しておりますので、実質的な財政効果は見込めませんが、公務災害補償等の掛金については条例定員により算定され、1人当たり年間2万1,100円が必要となります。

今回の改正により、67人の削減となりますので、毎年度141万3,700円の財源支出が節減できるものと試算しております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 5番山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） 再質疑っていうよりは要望ということでとらえていただきたいと思います。

ただ今の消防長の答弁で、基本的な事項につきましては概ね理解ができましたので、再質問はいたしません。今回の組織編成にあたっては、十分に地域の実情や組織を弱体化させない方策等を検討しなければならぬと思います。今度は台風12号が四国に上陸し、日本各県に大きな被害をもたらしました。このような災害に対しても、消防団は昼夜を問わず住民の生命、財産を守っていただく大事な組織であることを念頭にに入れていただきたいと思います。

また、類似市並びに組織が再編された場合、消防団員に対する処遇改善等にも充分配慮されるよう要望して、質疑を終わります。

以上です。

○議長（村上和人君） 議案質疑を続けます。

2番近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 議席番号2番の近藤であります。通告に基づき議案質疑を行います。

第52号議案、新火葬場「悠久の杜」の指定管理者の指定についてであります。

冒頭、市長より提案理由の説明でご報告がありましたが、新火葬場がいよいよ10月1日から供用開始されるとのことで、まずは本当によかったと思っております。当初の予定より随分早く完成をしまして供用開始できますことは、工事関係者を含む関係各位のご尽力に感謝を表するものでございます。

私もこれまで何度か新火葬場建設にかかわる質問をしてまいりただけに、今回の指定管理者の選定につきましても、関心をもって見守ってきたところでございます。

そこで、何点かお尋ねをしたいと思います。今回、指定管理者の公募には4業者が応募し、プレゼンテーションに参加したとお聞きしておりますが、どのような選定基準で指定管理者の選定を行ったのか。ま

た、選定委員の構成はどのようにしたのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、北伸建設株式会社が本議案に載っておりますように、指定管理者候補に決定いたしました、今後どのような日程で研修等を行っていくのでしょうか。

この2番目の供用開始につきましては、割愛をいたします。

最後の質問であります、今回指定管理者の選定にあたり、施設利用者へのサービスの向上を特に要請をしたとお聞きしておりますが、現在指定管理者候補になっております北伸建設株式会社はどのようなサービスの内容を予定しているのか、お尋ねをしたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 環境課長都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） それでは、52号議案のご質疑にお答えします。

ご案内のとおり、新火葬場「悠久の杜」の管理運営につきまして、民間のノウハウを幅広く活用するとともに、住民サービスの向上と経費の節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めているところであります。

この指定管理者制度の導入にあたり、市内に事業所を有する法人などを対象に広く公募を行ったところ、4団体からのご応募をいただいたところであります。

まず、ご質疑の選定基準についてであります、豊後高田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、サービス向上が図られること、施設の適切な維持管理が図られること、経費の縮減が図られること、施設の管理を安定して行う経営規模、能力を有していることなどの項目を選定基準として、豊後高田市指定管理者選定委員会により、項目ごとに配点を行い、最も高い評価を得た北伸建設株式会社を指定管理者の候補者として選定を行ったところであります。

次に、その選定委員会としましては、適正かつ公正な選定を実施するため、豊後高田市指定管理者選定委員会設置要綱において組織する委員で選定を行ったところであります。

その構成につきましては、委員長を副市長として総務課長、企画政策課長、情報推進課長、財政課長、環境課長の6名となっております。

次に、指定管理者候補への研修についてお答えし

ます。

新火葬場「悠久の杜」につきましては、市長が提案理由の中で申し上げましたとおり、10月1日の供用開始を目指して鋭意努力しているところであります。

供用開始後の業務につきましては、市が施設等の全体管理を実施する中で、火葬炉業者の協力を得ながら火葬業務に必要な機械の運転操作や、遺族の受け入れなどにかかわる研修を行い、来年4月からの指定管理に備えていきたいと考えています。

次に、新火葬場「悠久の杜」におけるサービス内容についてお答えします。

ご利用になる遺族への火葬に係る案内や説明などを丁寧に行うとともに、何よりもご遺族に配慮して、利用される皆様が安心して穏やかに故人とのお別れができるような接遇を行っていきたくと考えています。これらにより、人生の終焉の場にふさわしい施設となるよう努めていきたいと考えています。

いずれにいたしましても、一日も早い供用開始を行うため、非常にタイトなスケジュールとなりますので、工事関係者の皆様にはご協力をいただきまして、市民の皆様にご迷惑がかからないよう万全を期していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和人君） 2番近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 再質問であります、ただ今ほとんど丁寧に詳しくご答弁をいただきましたので、質問ではありません。私も要望として述べさせていただきます。

10月1日の供用開始まであとわずか、24日余りとなったわけではありますが、指定管理者となる事業主には、やっぱり最初の仕事でもある、特別な仕事でありますから、不慣れな部分も多々あるかと思っております、しっかりまた研修を行っていただきまして、行政としましては今後の施設の管理運営に支障が出ないよう、格段のご尽力をいただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 議案質疑を続けます。

15番川原直記君。

○15番（川原直記君） おはようございます。15番の川原直記でございます。議案質疑ということで、通告どおりに行いたいと思っております。

1番に、第46号議案、2款1項9目の電算機の共同利用による今後の費用削減効果についてお尋ねしたいと思っておりますし、それから、6款1項2

9月6日

目、先程市長のほうからも説明がありましたが、移転の最大の理由、それからまたそれに伴う総経費、格安の家賃で借りられるということですが、その金額等についてお尋ねしたいと思っております。

それから、第51号議案、図書館の建設によりまず質問でございます。何社による入札があったのか。それから、入札率についてどのくらい入札率で落札したのか。

それと、他社につきましてほかに入札等があったと思いますが、最高いくらで落札をしたかについてお尋ねしたいと思います。

それから、契約予定者、会社名もご本人もよく知っていますが、私どもにとりましては公共的な事業の過去の業績等についてございません。公共の事業だけじゃなくて、ほかのことで業績等につきまして何か資料がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、第52号議案、火葬場についてですが、ただ今近藤議員のほうから質問がありまして、大体のことは聞きましたが、指定期間までの供用開始が10月1日ということで、早目になってよかったなと思っておりますが、その4月1日までの間どのように運用するのかをお聞きしたいと思っております。

それから、最後56号議案、消防団についての条例でございます。これも山田議員からの質問がありましたように、大方のことはわかりました。ただ、一つ定年制について、以前合併した後に年度はよく覚えませんが、17、8年度と思っておりますが、その際に定年制を敷いたわけですが、それは結果として消防団員の削減のみの定年制を敷いたのか、その辺についてわかればよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、第1回目の質疑を終わります。

○議長（村上和人君） 市参事兼情報推進課長中嶋栄治君。

○市参事兼情報推進課長（中嶋栄治君） 第46号議案、一般会計補正予算（第3号）、2款1項9目Tops共同利用構築業務委託料に関する質疑についてお答えいたします。

県下で基幹電算業務にTopsを使用している臼杵市、由布市、国東市、津久見市、竹田市、日出町、姫島村と本市の8団体で、この度基幹電算業務の共同利用を行うことがまとまりました。この共同利用は、サーバーやパッケージ等の情報資産を自己の庁舎に所有せず、大分市にあるデータセンターに設置

して共同のパッケージでありますTops21を豊の国ハイパーネットワークを經由して利用するサーバー方式で行うことといたしております。

今回補正をお願いいたしました委託料は、8団体が共通のソフトを利用するために必要な外字の同定作業、事務共通化作業、サーバー環境の設計作業等に係る経費1,181万円でございます。

共同利用に係る削減効果につきましては、現行のような単独整備を行った場合の5年間の運用構築経費1億4,470万円に比較して、同じく5年間で今回の構築委託料を含め、概ね1億820万円と積算をいたしており、5年間で3,650万円の経費縮減ができるものと考えております。

また、今後の法制度改正時に行われるパッケージの改正につきましても、カスタマイズ費用の削減やパッケージ改正の割り勘効果が出ることに加え、帳票類の統一による経費削減効果も期待できるものでございます。

○議長（村上和人君） 市参事兼農林振興課長井上晃一君。

○市参事兼農林振興課長（井上晃一君） それでは、第46号議案の内、農林振興課等の事務室移転の理由、経費についてお答えをいたします。

農業関連事務室の移転理由につきましては、先程市長の提案理由説明の中でご説明したとおりでございます。

また、移転に係る費用でございますけれども、電気配線工事費といたしまして68万2,500円、電話回線工事費78万7,500円、パソコン機器配線工事費60万9,000円、木工事費36万7,500円、警備施設増設工事費6万3,000円の計250万9,500円でございます。

年間経費といたしましては、電気料金の市使用分といたしまして年間120万、農協との賃貸料が年間30万、空調施設のリース料金が年間24万で、計174万円でございます。

次に、市民の皆さんへの周知についてでありますけれども、8月15日の自治会への文書配布におきまして、移転のお知らせのチラシを班ごとに回覧をしていただきました。また、8月22日の週からケーブルテレビで周知を図りました。さらに市報9月号においても、移転のお知らせを掲載をいたしております。

また、高田庁舎、真玉庁舎、香々地庁舎の市民窓口に移転のお知らせを掲示をいたしました。現在は

「移転しました」の趣旨のお知らせを掲示をいたしております。

今後も住民サービスに心がけ、業務を行ってまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（村上和人君） 建設課長筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） それでは、51号議案の豊後高田市図書館建設建築主体工事契約についてお答えいたします。

まず、何社による入札かにつきましては、指名数及び参加者数ともに6社でございます。

次に、落札率につきましては、94.94パーセントでございます。

なお、一番高い入札額は、税抜きで4億6,300万円となっており、予定価格との比較で率にしますと、96.91パーセントとなります。

また、契約予定者の過去の実績につきましては、大分県が公表しております競争入札参加資格一覧表によりますと、建築工事に係る年間平均実績高が約3億8,300万円となっております。

なお、本市の施工実績といたしましては、昨年度のそば乾燥調整施設建築工事や、平成15年度の統合幼稚園新築建築主体工事を受注しているものであります。

以上であります。

○議長（村上和人君） 環境課長都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） 52号議案のご質問にお答えします。

指定管理までの運用についてでございます。新火葬場の供用開始につきましては、先程近藤議員にご答弁申し上げましたとおり、10月1日の供用開始を目指して鋭意努力しているところでございます。

来年4月1日からの指定管理が開始されるまでの期間の運用につきましては、市が火葬業者の協力を得ながら、直接運営を行っていきたいと考えております。

○議長（村上和人君） 市参事兼消防長門岡博通君。

○市参事兼消防長（門岡博通君） 川原議員のご質問にお答えいたします。

先程山田議員にお答えしましたように、豊後高田市行政改革大綱において、市町合併により拡大した組織を適正化するために、目標吏員を643人と定め、60歳定年制と欠員不補充により人員削減を実施した結果でございます。現行の実人員により定員改正するものでございます。

この人員につきましては、各分団や部ごとに目標

人員を定め、団員のご理解とご協力により実施したもので、現在632人で組織運営をしております。

分団及び運営についてはご変更ございません。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 15番川原直記君。

○15番（川原直記君） それでは、再質疑をしたかと思っております。

6款1項2目の農協への移転でございます。6月議会におきまして、市長より市庁舎を移転する計画を皆さん聞いたと思っております。そのときのことでは、いまの県の事務所を利用してはどうかというお話でございました。

たまたま今日の市長の趣旨説明の中で、「農協組織体制の変更に伴い、空きスペースとなりました高田支店の2階を格安でお借りすることができ、これらの農業関連の三つの事務所、事務室を農協の支店内にすべて移転することにより、農家を始めとした住民の利便性はもとより、行政と農協とがより一体的に農業振興に取り組むことができるようになります」となっておりますので、今後そういった移転計画があった場合に、そういった関連の課は農協に残ることになるのかなということと、あわせて、いま詳しく移転費用等ございまして、移転費用に伴う経費が250万と。それから、年間大体170万ぐらいの予定の経費だと、いま課長のほうから説明がありました。

その経費等につきまして、過去にそういった農協とかいうより、市庁舎以外に出たことがあったのか。また、ほかの真玉庁舎やそういった香々地庁舎を利用できる計画はなかったのか、お聞きしたいと思っております。

それから、51号議案、52号議案につきましては、大方いまの説明でわかりました。

最後の56号議案についてでございます。先程消防長のほうから山田議員に対しまして、財政効果等がございましたが、私からすれば消防団というのは、ほんとに元祖ボランティアでございまして、なかなかそういった金額だけでは計り知れないところがあるかと思っております。

今後部を再生するにあたりまして、また人員を削減するにあたりまして、なかなか消化というよりも、やっぱりあのいろんなメンテや、そういった火事場の始末等が多い団ではないかと思っております。

そういった各部の人員を減らすのは、それなりの

9月6日

理由があるんでしょうけど、ぜひその辺のことも考慮して、今後ぜひ消防団員だけに負担にならないようなやり方をぜひ考えてほしいと思っておりまし、もし本日そういう疑問に答えられるんなら、ぜひ答えてほしいなと思っておりまし、これは私のいまの思いでございますので、ぜひそういったことも考えてほしいなと思っておりまし。

以上で終わります。

○議長（村上和人君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、移転について私から話をさせていただこうと思ひます。

新庁舎ができた場合どうするのかというのは、今のところは新庁舎の中に行ってもらおうとは思ひますが、現実の問題としていまのこの制度がよければ、そこ辺のことはそのときに考えればいいんじゃないかと。

ただ、基本的な問題としては4階でありまして、ほかにも入ってるんですけど、一番利用する農業のところ、いま3箇所に分かれてるんでどうするかという、移転費用が約250万を、それと何年間になるかわかりませんが、その間をずっとやるかという議論をしました。

そういう面の中で、3箇所一緒になったほうがいいんじゃないかと。それと同時に、農協とも話もいいんじゃないかということの中でやりました。だから、格安と言ひましたのは、使用料が年30万ということですから、あとの移転費用だけで、あとの電気料とかそういうものについては、こっちにおつても使うことでありますんで、住民の人の利便性がいいのかどうか、辛抱するがいいかという、そういう議論の中で農協の2階が空いたということで、初めは1階という話もあったんですけど、なかなかこれは金融ということの中で無理だということになりまして、議論した結果の中では、一応そういうことでありますんで、いまの現状としては、新しい庁舎が建ったときにどうするかというのは、まだ考えてませんけれども、現実には連携ということになると、ちょっと離れ過ぎるんじゃないかろうかという気もいたします。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 15番川原直記君。

○15番（川原直記君） いまの答弁でありました。最後の56号議案の消防団につきましては、ぜひ先程申しましたようなことにつきまして、ぜひご一考いただきたいなと思ひておりまし。

以上で質問を終わります。質疑を終わります。

○議長（村上和人君） 議案質疑を続けます。

20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。項目が多岐にわたつておりますので、なるべく簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

最初は、補正予算について2点お尋ねしたいんですけども、一つは真玉の体育センターのトイレの改修問題です。利用されてる方から、もうあそこは例えば農家民泊でのいろいろな式典をしたりするんで、県外からも随分お客さんが見えて使つてるんですけども、余りにも汚い、臭い、水が溢れるという苦情が出ておまして、7月4日に教育委員会に改修を申し入れまして、一部改修できましたんですけども、今回国の予算を使つて450万補正予算が組まれましたけれども、これであそこのトイレは1階も2階も完全改修ができるのか、その450万の事業内容について説明を求めたいと思ひます。

次が、市長の提案理由説明の中で、そばの問題が縷々述べられまして、私も期待をしております。今回、1,000万円の補正予算、そば関係がつかしましたが、この事業内容について簡単でいいので、説明をしてください。

それとの関連で、そば農家からは確かに植え付け、作付けてから収穫までの期間が短いけれども、もう総量の農家所得というのが、もうわずかなもんだという意見がありますが、実際に華々しく大分県一、日本一を目指してるけれども、問題は生産農家が所得の向上にどうつながるかということがありまし、またそばを加工したり、あるいは加工して販売したりするそういう事業関係者についても、お客さんが増えて消費が伸びるという問題も大事だと思うんですけども、これだけ1,000万新たにまた補正予算組んで事業をやつた結果、今後農家所得の向上にどうつながっていくのか、そういう点どう考えるのか、努力をしてもらいたいと思ひるのであります。

次が、51号の図書館の建築についてであります。今回6社の業者が指名入札されておまして、これはいま質問がありましたけれども、日本中がだれでもどの業者がいくらで札を入れたというのは公開されております。私も持っておりますが、その中で市内の業者が4社、あとの2社の業者は私聞いたことのない業者なんですけれども、その2社はどういう位置付けで選んだのか。

昔だったら、隣の宇佐市の何々建設とか、別府の

何々建設とかありましたけど、この2社について私知り及びませんので、どういう基準なのか選定の基準について説明してもらいたい。

それから、問題は主体工事で約5億円近いんですけども、あと電気とか機械設備工事なんか入れたら、7億を超えるんですよ。よって、こういうこの不景気の中でなかなか大型公共工事がないと、土建業者も関係業者も大変なんで、何とかそりゃ元請けももうかってもらわにゃいかんけれども、下請けも経営ができるように、働く労働者も一定の賃金を保証してもらうように、あるいは資材を販売してる高田の中小業者も、市内で買ってもらって営業に貢献できるようにと、大工さんも左官さんも仕事がないという問題がありますし、サッシを入れるのにも全部下請け出すんですけども、そういうものも市内のサッシ業者に頼むとか、そういうようにしなければ、約7億を超える事業をやっても、特定の業者だけがもうかるというのは、これはちょっとよろしくないと思ひまして、波及効果が及ぶようにしてもらいたいと思ひますけれども、その辺どうなのかお尋ねをしておきます。

次が、火葬場の問題ですけども、4社の中から選定委員会で1社を選んだと、総合点方式で選んだということなんですけれども、その指定管理を行う、契約を結ぶ実際に今後業務をやってもらうその内容について、市民にわかるように説明してもらって、その金額はいくらなのか、2,000万近くになると聞いておるんですけども、数字を述べてもらいたい。

それから、やはりぼっと見たら株式会社何々建設とありますからね、建設会社が実際どうなんだろうかという市民は疑問の声を上げています。随分この話は広がっています。私たちが聞いたのは、葬儀関係者が云々でこうなるんですよと聞いたんですけども、土建業者が選ばれたということで、本当にサービスができるんだろうかという市民も一抹の不満があると思うんですね。だから、いままでの高田、真玉、香々地の火葬場に比べてみて最も日本で一番新しい新型の火葬場なんですけれども、それが稼働することによって、私ども市民はいままでとどう違ってサービスを供給できるのか、市民にわかるように説明をしてもらいたいと思ひます。

それから、これは4月から3年間の契約なんですけれども、その4月までの間が、事実上だれが責任持ってこの管理運営にあたっていくのか、その3月

末までの間、もう少しちょっとわかるように説明してもらいたいと思ひます。

次が、58号議案の簡易水道の水道料金の改定問題であります。

来年の4月1日から、大村団地や徳久保団地や松津地区、見目地区の各簡易水道を田染の簡易水道の料金に統一しようということなんですけれども、これ実質水道料金値上げにつながる問題だと思うんですけども、関係者の同意、理解などがとられているのかどうなのか、いままぜ料金を統一しなければならぬのか、その理由。

59号議案は、これに便乗して市営住宅でボーリングなど給水施設を利用している水道料金についても、あわせて統一した水道料金に値上げしようということなんですけれども、この点についても入居者についての理解や同意が得られているのか、いままぜ水道料金の引き上げをやらなければならぬのか、その理由を明らかにしてもらいたいと思ひます。

次が、61号議案の決算議案についてであります。いくつか質疑をしたいと思ひます。一つは、市営住宅の家賃の滞納問題であります。これが総額で3,571万円にのぼっておりますけれども、中身は非常に長い方がもうこげついたらま片づいてないわけなんです。

この原因をどういように分析をされているのか、特に本当に所得が少なく、もうその日の生活が大変だ、家賃までいけないという人のためには、特に全国でも大分県の県営住宅は、特別な減免制度を基準を設けて実施をしております、今後少し改悪するような動きもありますけれども、やっております、豊後高田についてもそれに準じてそういう制度を持っておりますけれども、何度も私ここで議論してきました、やっといま何人かがその対象になっていきますけれども、まだまだ実質収入状況から見れば減免対象になるのに、なかなか制度が周知徹底されないために、そのままもう所定の家賃を納めるとか、あるいはもう滞納して払えんとかいう現状もあろうかと思うんです。

それで、今後この減免制度の適用など、ある市では担当課が収納率を上げるためにこれ使え、これ使え、これ使えということで、減免制度を徹底してる市もあります。そういうところも学んでみて、やはり何とかでないと、真面目に納めた人と開き直っておさめにゃいいかという人の差があったら、やっぱり不公平な問題だと思うんですよ。本当に納め

9月6日

られない人については、減免制度の適用も徹底すべきじゃないかと思うんですけども、見解を求めます。

それから、この家賃については、十把一絡げなんですよ。もういままで何十年間も滞納している人も、現年度の滞納も、予算書や説明書を見る限りでは全然わからないんですよ。税金でも介護保険でも何でも、現年度分の調停額はなんぼで、現年度分になんぼ収入があって、現年度分の滞納がいくらあるというデータが出てますよね。過年度分がこうしないと、どんなに頭がいい人でも、その決算書や説明書いかんでは分析ができないと思うんですよ。市長以下そうじゃないですかね。これはやる気がないと、実際に現年度についてはどうなんだと、いま入ってる人たちは、なま99パーセントまでいっとるかというような分析しなければ、もう2年も3年も滞納しちよってそのままちゅうのは、問題でしょう。

いまは県営住宅についても、例えば隣の宇佐市でも、本当に悪質な人については、裁判を起こして退去命令出してますよ。随分変わってきてますよ。だから、悪質についてはこれ許せないことですよね。それは、それでやる。

ほんとに、それから資料でわかるように、実際にもう高田の市営住宅には住んでないと、出ていっとるのに滞納が何千万と残ってるんですよ。これはいまの担当課長の責任じゃない、いままでの問題が問題なんだけど、だから今後こういうことを残さないためにも、現年度はこうなんだと、現年度わかるような決算資料に変えてもらいたいと思うんですけど、そうするのか、それも含めて今後の方向を出していただきたい。

次が、財産収入の問題でこげついているのが、金額でみれば36万円、大したことないじゃないかというけど、これ大したことあるんですよ。前市会議員をしてる人からね、そういう方々が時の権力を振るって云々ということになったかどうか、私はわかりませんが、それが単なる市の土地じゃなくて、その市の土地を使って自分のとこの営業で稼いだというその使用料が36万円もこげついているということは問題だと思うんですけども、この1年間に何らかの進展があったのかお尋ねします。

次は、同和事業で実施をした、これも佐々木市長時代の問題なんですけれども、とにかく部落解放同盟などから要求されれば、うんもすんもない。その

まま貸し出したために、今や5,881万円のこの償還金がこげついているわけですね。ここデータをもらいましたけれども、18人、19人とおるわけなんですけれども、これも随分この9月議会では毎年議論していますけれども、この1年間でいままでと違った取り組みの変化が出たのか、どういう成果があったのか、今後の見通しはどうか、市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

次は、市のなかなかお金がない、お金がない、辛抱、辛抱と言いますけれども、実際にこの昨年末の決算では、貯め込んでるお金、市が貯め込んでる基金が23種類ありまして、合計したら72億にのびります。もうその内何でも使える財政調整基金が14億6,162万円ありますけれども、出納閉鎖のあともう少し増えたんじゃないかと思うんですけど、それはどうなのか。

貯め込み金が多ければいいというもんじゃなくて、やっぱりこれだけ市民生活が大変なときだけに、やっぱり安い利息で特定の銀行に預けるんじゃなくて、市民のために例えば国保税とか介護保険料の高過ぎるのを少し引き下げるとか、子どもの医療費を中学生卒業するまでに無料にするとか、敬老年金や敬老祝い金も打ち切られてしまったけれども、それを復活するなどなど、市民の切実な声に応じて、貯め込み金は市民のためにいま有効に使うという方法をとるべきじゃないかと思うんですけども、市長どうなんでしょうか、考え方としては。

それから、もう一つはエアコンの問題、議論何度もしてまいりましたけれども、放課後児童クラブだけはすべての教室にエアコンが昨年設置をされましたね、大変関係者からは喜ばれております。この事業効果をどう見るのか、本当に喜ばれておるといように見えるのかどうか、その辺ちょっと認識を明らかにしてもらいたい。

次が、小中学校の図書館の図書費についてなんですけれども、これももう長い間議論をしてまいりましたね、毎年毎年変わりましたけれども、まだまだ私の計算では国が交付してるこの小学校や中学校の図書館には、これだけ図書を買いなさいと、基準財政需要額に比べて見て、高田が実際に使った金とは差がまだ若干残ってるんじゃないかと思うんですよ。

正確な数字で去年のこの決算では、400万1,736円が図書費として支出されておるんですけども、実際に国からのこの図書費の基準財政需要額はいくらで、その差額はいくらなのか、今後につい

てはもう新年度、24年度については、もう100パーセントこれは図書費に使うということなのかどうか、明らかにしてください。

次が、高齢者世帯、それから障がい者などの緊急通報システムや安否確認事業についてであります。

まず、安否確認設置については、去年の同じこの9月議会で問題にしましたときに、老人世帯については77.4パーセント、障がい者世帯については19.2パーセントしか設置をされてないということが明らかになりました。市は2人の臨時職員を雇ってこの実態調査をしながら推進するという事になったんですけども、去年の9月以降どれだけ進んで、現在ではどういう到達状況なのか。そのときでまだ設置されてない世帯が168戸ありましたけれども、どこまで解消されてるのか。

緊急通報システムについては、これは80歳以上の高齢者に対する事業なんですけれども、到達状況が去年の9月1日現在で55パーセントでした。設置されてない家庭が348世帯ありましたが、これはどこまで進んでおられるのか。

それから、敬老会について自治会などでいろいろ議論をされてまいりましたが、実際の現状としていま敬老会の主催してる団体、例えば婦人会だとか、あるいは何々協議会だとか、あるいは何々自治会だとか、そういうのが別にしたらどれぐらいあって、簡単でいいですけどどういう内容になってるのかね。

あともう一点は、勤労青少年ホームなんですけれども、これも全国的に問題になって、多面的に使用するようにしようとしています。改善されているんですけど、高田の場合は社協が入った、今度はハローワークが入ったという形でね、実際に勤労青少年がその初期の目的に向かって利用してるという数が余りにも少ないし、データを見ますと男性のあそこで利用する人の登録がゼロになっているということなんです。

だから、今後女性には何種類か主催事業を設けておりますが、男性用の事業は全くないんですが、やはり高田の将来を考えた場合には、若い人が高田に住みついてもらう、結婚して高田に住んでももらうためにも、やっぱり勤労青少年ホームを女性だけでなく、男性、青年たちが大いに使う、勤労青年が使うように、各種事業を起こすべきだと思うんですけども、その辺どうなっているのか。

次に、関連一般質問で、一つは小中学校の普通教

室にエアコン設置の問題です。今日ここ二、三日はちょっと涼しくてありがたいんですけども、まだまだ長期予報では9月、いままでになくやっぱり残暑が厳しいと言われておまして、一応教室に扇風機が配置されたけれども、それでも子どもたちは大変です。だから、せめて一度にできないならば、来年は小学校の低学年、その次は高学年、その次は中学校と、もう3年計画ぐらいでもいいからね、やっぱり各普通教室にもエアコンを設置をすべきではないかと思うんですけども、見解を求めます。

次が、敬老の日が近づいてまいりましたが、何人もお年寄りから声が上がってくるのは、敬老会でお配りしておった敬老祝い品が突然打ち切られてしまった。85歳以上の敬老年金も打ち切られてしまった。復活させるべきじゃないかという声があるんですけども、ぜひ市民の不満の声に応じて復活させる考えはないのか、見解を求めます。

最後に、水道会計についてでありまして、今回若干黒字決算になりましたけれども、3ヶ月滞納すれば水道をとめるということから、かなり徴収率が上がってるんですけども、問題なのはやっぱり以前の営業をしてる方が、100万以上ですよ、正確な数字は述べませんけれども、100万以上の金額を営業で滞納してるということがね、許されてよいかという問題があるんですが、そういう問題は全然手をつけなくて、貧しい人がちょっと2、3ヶ月滞納すればとめるという、営業用をとめても生活用水をとめるっちゃうのは、ちょっと無茶な話なんですよ。

それで、元市議員などが長期にわたって滞納しておったんですけども、これはこの1年間でいいですから、この1年間この決算年度の平成22年度の中で、何千円かでも何万かでも入れてもらったのかどうか。

まだ、もう一人の市議員もおるようなんですけれども、そのいわゆる大口の1番、2番が市議員のようですが、その1番、2番でいいです。大口2人は実際にこの1年間でいくら入れたかどうか、市民の前に明らかにしてください。

以上。

○議長（村上和人君） 市参事兼福祉事務所長野村信隆君。

○市参事兼福祉事務所長（野村信隆君） それでは、第46号議案、平成23年度一般会計補正予算（第3号）の内、真玉体育センターのトイレの改修についてお答えいたします。

9月6日

事業の内容につきましては、真玉体育センターの1階にあるトイレの改修を行うものでございます。主な工事の内容といたしましては、男子トイレにおいて車いすを使用する障がいのある方が利用できるスペースを確保いたしまして、車いす対応の便器と手すりを新たに設置するとともに、出入り口を拡幅いたしまして、自動閉鎖式の引き戸を設置いたします。また、既存の便器及び手洗い器の取り替えを行う予定でございます。

さらに、女子トイレにおきましても、和式から洋式トイレへ改修を行うとともに、手洗い器の取り替えを行う予定でございます。

次に、第61号議案、平成22年度豊後高田市歳入歳出決算の内、緊急通報システム、それから安否確認事業の進捗状況についてお答えをいたします。

緊急通報システム及び安否確認見守りネットワーク事業につきましては、現在対象者の方々へ1順目の推進が終了いたしまして、2順目の推進と新規の対象者の方々への推進を行っているところであります。

推進状況につきましては、緊急通報システム事業につきましては、平成23年9月1日現在で747名の方のご加入をいただいております。その内80歳以上の高齢者の方は705名で、加入率は78.6パーセント、障がいを有する方につきましては8名で、加入率21.6パーセントとなっております。

安否確認見守りネットワーク事業につきましては、平成23年9月1日現在で484名の方の加入をいただいております。その内80歳以上の高齢者の方が463名で、加入率は77.9パーセント、障がいを有する方につきましては15名で、40.5パーセントの加入率であります。

両事業とも高齢者や障がいを有する方々が、住み慣れた地域の中で安心・安全に生活できるよう支援をするためのサービスであり、事業効果の上がるためにも、より多くの方に加入をしていただくことが重要であります。今後も事業推進のため、協力員の支援や対象者の状況の把握等が必要であることから、各地域の自治委員さんや民生委員の方々にご協力をいただき、より多くの方にサービスが受けられるよう推進してまいりたいと考えております。

次に、敬老会の実施状況についてお答えいたします。

平成22年度敬老会行事につきましては、各自治会や老人クラブ等の役員の皆様方のご尽力によりま

して、市内ほぼ全地区において敬老会事業が実施されております。敬老会補助金の申請状況は、自治会等によるものが150団体、社会福祉施設によるものが5団体となっており、補助金の交付対象者は6,728名であります。あわせて77歳の366名の方にお祝い品を贈呈いたしました。

主催者別の実施状況でございますけど、自治会による開催が129箇所、それから、28の自治会が近隣自治会との連合によりまして16箇所で開催しております。

また、老人クラブによる開催が5箇所、社会福祉施設による開催が5箇所となっております。

次に、関連一般質問の敬老会の祝い品についてお答えいたします。

敬老会の祝い品につきましては、高齢者施策の中でひとり暮らしの高齢者等が住み慣れた地域の中で安心して安全に生活でき、日常生活における精神的な不安を解消できる施策に重点を置き、敬老会事業を含め高齢者施策の包括的な見直しを行いまして、敬老年金の廃止や祝い品等の一部廃止を決定したものであります。

現行では、市が77歳の方に3,000円のお買い物引換券をお祝い品としてお送りし、県が88歳の方に対しお祝い品をお送りいただいております。

お買い物引換券につきましては、対象者の方が品物を限定することなく、広く利用でき、また地域振興にも寄与できるという観点から導入したものであります。

平成22年度につきましては、2,196枚のお買い物引換券を祝い品としてお送りして、その内対象者の方が利用されたものは2,174枚でございます。概ね99パーセントの消費をいただいておりますが、引き換え期限の周知の徹底を図りながら、現行どおりでの取り扱いを行っていきたくて考えております。

今後も高齢者の皆さんが安全で安心して生活できる施策に重点を置き、事業の選択と集中を図りながら、高齢者福祉の増進をこれまで以上に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 市参事兼農林振興課長井上晃一君。

○市参事兼農林振興課長（井上晃一君） 第46号議案の内、そば産地振興対策事業費等についてお答えをいたします。

そば産地振興対策事業費526万5,000円につきましては、豊後高田そばの特徴であります春そばについて、九州沖縄農業研究センター、それと沖縄県、鹿児島県、宮崎県、民間2社と本市による共同研究が国に採択をされたため、事業を実施するものでございます。

本市の担当は、昨年度設置をいたしました乾燥調整施設を活用した乾燥調整技術の確立であり、粗選機や試験用の小型乾燥機の導入を予定をいたしております。

この事業は、栽培に係るすべての部門が各研究機関での研究テーマとなっております。春そばにおける技術改善により、収量及び品質の向上が見込まれているところでございます。

次に、豊後高田そば道場開設実験事業451万5,000円についてお答えをいたします。

本市では、これまでそば屋開業を目的としたそば打ち職人養成講座を4回開講し、80名の方が受講されました。受講者を募集する度に、一般の方から受講したい旨のご要望を多数いただきました。また、全国的にはそば道場を開設をいたしまして、そば打ちの熟練度に応じた段位制度を整備した地域では、団塊の世代を中心に多くの方が受講し、地域振興に寄与した優良事例もありますので、本市でも設置可能かどうかを実験事業として実施するものでございます。

事業効果といたしましては、豊後高田そばの普及はもちろん、農家所得の向上が見込まれます。

次に、関連一般質問部分でありますそば生産農家の所得増加対策についてお答えをいたします。

そばにつきましては、ご承知のように気候条件の影響を受けやすく、収量も低く、玄そばだけの販売をしましても、なかなか収量、収益性に乏しい作目でございます。このため、市では取り組み当初から付加価値を高めるため、生産者自らが加工、販売まで行う6次産業化を前提に推進してきました。先程市長の提案理由にもありましたように、本年度は県内はもとより、全国へとPR活動を行い、豊後高田そばの知名度を上げる取り組みを行っているところでございます。

そうした取り組みにより、そばの地元消費先であります市内のそば認定店には、豊後高田そばを求めて多くの観光客が訪れるようになりました。

また、乾麺を始めとした加工品は市外、県外へと販路を拡大しつつあります。現在、そば茶を始め菓

子類の商品化も進めており、加工割合は増加しております。このことが農家所得の向上につながるというふうに考えておりますので、今後も官民一体となって取り組みたいと思います。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 建設課長筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） それでは、まず51号議案の図書館建築主体工事契約についてお答えいたします。

市が発注する工事につきましては、地場企業育成の観点から、基本的に地元業者に指名しているところでありますが、指名にあたりましては豊後高田市契約規則の規定により、原則5社以上を指名することになっております。その指名業者につきましては、豊後高田市建設工事等指名委員会で選定しているところでございます。

今回の建築主体工事の指名にあたりましては、まず設計金額の等級に該当する地元業者4社を選定し、5社以上とするため、直近下位等級の地元業者を入れることの検討をいたしました。

しかしながら、本市の建設工事競争入札参加資格審査規程の中の下位等級を指名する際の特例規定に制限があり、建築工事においては7,000万円を超える工事の場合はできないとの規定があることから、今回につきましては、同じ等級の中から市外業者を2社選定したところでございます。

次に、59号議案の市営住宅給水使用料についてお答えいたします。

市営住宅の内、市の水道を使用せず独自の給水施設を使用している住宅は、真玉地区に2施設、香々地地区に3施設あり、対象戸数は延べ56戸あります。そして、その使用料につきましては、現行簡易水道の料金単価にあわせ、入居者からいただいているところでございます。

今回、本定例会において簡易水道の使用料を改正する議案が提案されたことを受け、現在入居者からいただいている使用料に対する給水施設の維持費の状況や、周辺地域との料金体系の公平性を勘案した結果、簡易水道料金の改正単価にあわせて引き上げを提案させていただいているところでございます。

なお、入居者へご理解いただくための説明につきましては、7月上旬から担当者が各戸別に訪問し、説明をしてきたところであり、その中に一定のご理解と同意を得られたものと考えております。

9月6日

次に、第61号議案についてお答えいたします。

まず、平成22年度における住宅使用料の滞納総額は、3,414万3,569円となっており、その内訳といたしましては、現在入居してる方が2,240万2,929円、すでに退去された方が1,174万640円となっております。市営住宅使用料の滞納の要因といたしましては、昨今の厳しい社会情勢によるものが大きいと認識しているところでございますが、それに加え法的住宅であるがゆえの管理の甘さがあったことも原因として認識しているところでございます。

今後につきましても、臨戸訪問を中心に納付指導を行ってまいりたいと考えておりますし、悪質なケースにつきましては、議員ご指摘のとおり法的措置も踏まえた検討をし、鋭意回収に努めてまいりたいと考えております。

次に、減免制度についてでございますが、現在家賃については、入居者の収入に応じて決定をしているところであり、年1回の入居者からの収入申告の提出により、毎年見直しを行っているところでございます。

その際、この減免制度についての周知を図っておりますが、この制度は何らかの事情により収入の状況が変わり、現在の家賃を支払うのが困難な状況になった場合、入居者から申し出をいただければ、審査の上、減免を適用する制度でございます。今後も年1回のチラシによる戸別の周知を行うとともに、新たな滞納状況が生じた場合などは、納付指導に際し入居者の状況等を充分注意しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、新築資金貸付金についてお答えいたします。

平成22年度における滞納者からの徴収実績につきましては、6人で52万8,591円であります。本貸付金につきましては、償還期限が長期となっていることから、借受人本人がすでに死亡しているケースや、相続人等が高齢により年金しか収入がなく、返済ができないや、返済金額は少額であるといったケースもあり、回収に大変苦慮しているところでございます。今後も本人への請求をもとに、相続人や連帯保証人に対しても返済を求めるとともに、鋭意努力していくほか、死亡等で返済不能となり、県の償還推進助成制度の該当になりそうなケースの場合は、その活用も図れるよう検討してまいりたいと考えております。

また、現在も償還について継続されている方々に

つきましては、定期的な訪問等により連絡を密にし、滞納額の増加をさせないよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（村上和人君） 都市建築課長河野義雄君。

○都市建築課長（河野義雄君） 51号議案の図書館建設工事における工事用原材料や下請けなど、地元優先でというご質疑にお答えいたします。

本工事におきましては、現場説明書の中で建設資材の調達について、当市で算出、生産または製造される資材を優先して使用に努めることや、下請けの選定につきましても、市内に営業所を有する業者を優先して選定するように記載をしております。

また、落札は地元業者でありますし、契約でき次第そのようにしてまいりたいと考えております。

市内の経済波及効果を上げるべき対策についてでございますが、議員ご質疑のとおり、資材調達や下請業者の地元優先を指導することが最も効果ある対策であると思われま。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 環境課長都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） 52号議案のご質疑にお答えします。

まず、新火葬場「悠久の杜」の来年4月1日からの指定管理に係る事業内容としましては、火葬及び遺体の保管に関する業務、火葬炉設備の保守点検を除く施設設備等の維持管理に関する業務などの火葬場全体の管理運営を行っていただくことを予定しています。

また、管理に要する経費としましては、指定期間3年間で5,190万円を予定しているところで。

次に、管理運営にあたっての市民へのサービス内容につきましては、遺族が安らげる受け入れや案内などに対する接遇面を向上させるほか、先程近藤議員にご答弁したとおりの内容となっております。

次に、来年3月末までの管理運営についてのご質問につきましても、先程近藤議員、川原議員にご答弁したとおりでございます。

○議長（村上和人君） 上下水道課長近藤博人君。

○上下水道課長（近藤博人君） 第58号議案の簡易水道の使用料金の統一に関する関係者の理解と同意についてお答えいたします。

水道料金を統一することにより、実質値上げとなる真玉町と旧香々地町のすべての簡易水道使用者213世帯につきましては、去る5月16日に料金統

一の内容と地元説明会の案内文書を配布し、5月下旬から6月上旬にかけて、5会場において延べ6回の説明会を開催したところでございます。

説明会につきましては、料金改定に関する質問のほか、本年3月に発生した東日本大震災の影響から、水の安定供給に対する問題や水質の安全についてのご意見やご要望を多くいただきました。

料金の統一について、特に反対というような意見はございませんでしたので、関係者の皆さんの一定のご理解と同意を得られたものと考えております。

次に、料金統一の理由についてでございますが、本市は平成17年3月の市町合併に伴い、公営の水道事業として一つの上水道事業と五つの簡易水道事業を運営しております。その料金につきましては、合併前のまま統一されずに、異なる二つの料金体系で事業運営を行っているところでございます。申すまでもなく、水道事業の運営につきましては、公営、民営の別なく水道を使っている皆さんがその経費を負担することで成り立っていくというのが基本でございます。

平成の大合併からすでに6年が経過し、県内の市町村を始め全国的に公営水道事業の負担公平と安定給水のための財源確保を図るため、料金の統一を行ってきている状況でございます。

一方、国の施策といたしまして、財政の悪化からこれまで実施してきた小規模な水道施設に対する地方交付税や補助金等の財政支援は、年々整理縮小させ、平成20年度に厚生労働省が定めた水道事業の将来に向けた経営指針、水道ビジョンの中で一つの市町村に一つの水道事業という水道事業の合併を推進する合理化方針が打ち出されております。

このような状況を踏まえ、本市におきましても、実際に水道を使用している皆さんの負担公平と安定給水の基本的な考え方に基づき、将来に向けての公営水道事業の継続と安全な水の安定供給を確保するため、料金の統一を図るものでございます。

次に、第62号議案の水道料金の前年度対比による長期滞納者の収納率の低下についてお答えいたします。

前々年度以前からの滞納繰越である長期の滞納分につきましては、前年度分に比べ徴収率は低くなっており、平成19年度決算までの徴収率は1パーセント前後でございます。

平成21年度決算において徴収率が3.9パーセントに上昇しましたのは、平成20年度途中から料

金未納に対する給水停止を実施してきたことによるものと考えております。その実施におきまして、給水停止の有用な条件として、長期滞納者から支払約束を取りつけるなど、徴収可能な部分について収入の増加があったことにより、平成21年度の長期滞納分の収納率が向上したものと分析しております。

平成22年度決算につきましては、徴収率は若干低下しましたが、今後とも引き続き長期滞納分に対する支払約束の取りつけや所在調査によって居所が判明した大口滞納分について、催告書の送付、資産調査などを行い、費用対効果を勘案しながら未収金の解消に努めてまいります。

また、水道事業の経営状況を正確に反映させ、経営の安定に資するため、長期滞納となっている水道料金未収分の債権管理について、日本水道協会の加盟団体の対応策等も参考にしながら、経営手法の改善に努めるとともに、今後新たな滞納者、滞納が発生しないよう、給水停止など適切な対応を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 市参事兼財政課長増田正義君。

○市参事兼財政課長（増田正義君） 第61号議案の内、まず市有地の貸付料の滞納についてお答えします。

この滞納については、これまで毎年催告書を発して支払いを促しているところでございます。今後も引き続き支払いを求めていきたいというふうに考えております。

続いて、財政調整基金についてですが、この財政調整基金につきましては、これまで行財政改革に取り組んできた結果、約14億6,000万円を積み立てており、平成22年度については基金の利子分138万9,000円の積み立てを行ったところで

す。一方、地方債現在高につきましては、平成22年度末で約184億5,000万円となっております。その多くは過疎対策事業債や合併特例事業債などの有利な起債を活用してきたとはいえ、今後とも償還を行っていかねばならず、その財源の主体は一般財源です。

本市の平成22年度決算状況で見ますと、歳入の内経常的な一般財源は約88億1,000万円、その内地方交付税が約62億3,000万円と大半を占めており、市税等の実質的な一般財源は約21億

9月6日

円となります。それに対し歳出の内、地方債の償還額は約23億円であり、実質的な一般財源を上回る額となっており、そういう意味では本市の財政構造においては、地方交付税によるところが大きいと言えます。

この地方交付税については、旧合併特例法に基づく現在の算定の特例が平成26年度に終了、平成27年度から5年間で段階的に交付額が縮減されていくとともに、合併特例債も平成27年度からは発行できなくなります。また、これまで市として知恵を絞る中で大いに活用してきた国の補助金についても、来年度から市町村での一括交付金化が導入されることになっております。制度設計そのものははっきりしておりませんが、各自治体への交付にあたっては、人口や面積、道路延長等の客観的基準が用いられることになっており、規模の小さい本市にとっては、その影響は大きいと見込まれます。

さらに、市税等の収入についても、今後とも大幅な増収の見込みが厳しいなど、遠い先の話ではなく、この先数年後にはこれまで以上に厳しい財政運営を強いられる時期がやってきます。こうした中で、今後も各種行政サービスの提供を行っていくには、これまで同様、行財政改革の着実な実施と新たな財源の確保等の取り組みは必要不可欠であります。

そして、こうした懸命な努力の結果として生じる剰余金を、これからの世代が安心して暮らしていけるような財政調整の蓄えとしておくことは、市政運営においても重要な要素であると考えております。

このようなことから、今後についても福祉を始め各種サービスの維持向上や各種振興施策など、安定した行政サービスを継続して提供するために、基金による財源を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 子育て・健康推進課長甲斐智光君。

○子育て・健康推進課長（甲斐智光君） 61号議案の平成22年度に設置した放課後児童クラブのエアコン設置の事業効果についてお答えします。

放課後児童クラブは、夏休み期間中も朝の8時から夕方6時まで開設しており、日中の暑い時間帯は部屋の中で過ごすことが多いため、安心・安全対策としてエアコンを設置いたしました。児童クラブの関係者からは、大変喜ばれております。

運用につきましては、朝夕の比較的暑くない時間帯は節電するなどの工夫をしているようでございま

す。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 教育庁総務課長安東良介君。

教育庁総務課長（安東良介君） 小中学校の図書費についてお答えします。

平成22年度決算での地方交付税において、図書費として収入したと見込まれる額は、小学校229万5,533円、中学校178万2,378円の合わせて407万7,911円となっております。

次に、各校における図書購入費といたしましては、小学校226万706円、中学校174万1,030円、合わせて400万1,736円であり、ほぼ差は生じていないものと考えております。

また、平成22年度におきましては、学校図書館コーディネーター8名を配置するとともに、管理システムの導入や児童生徒がわかりやすく使いやすいものとなるような館内環境の整備を市内全学校で行うなど、学校図書館の整備充実に向けてきたところでもあります。

今後も引き続きすべての学習の基本となる言語活動を身につけるための読書の重要性、必要性を充分考慮し、子どもたちに有益で優良な図書が提供できるよう、予算確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の普通教室へのエアコン設置についてお答えします。

これまでご答弁申し上げてまいりましたとおり、教室内における高温対策として、換気やグリーンカーテン、扇風機の配置などの対策を講じてまいりました。

また、熱中症などの対策として、校内に塩分、水分を補給できるよう、スポーツドリンク等を準備するとともに、水分補給を充分させる指導や、運動場における日陰の確保、十分な睡眠時間などの生活習慣の指導、子どもの様子をしっかりと観察することの徹底など、児童生徒等の健康管理にも努めているところでございます。

あわせて、エアコンが設置されている図書室やパソコン室等を活用するなどの配慮も行っているところでございます。

すべての普通教室へのエアコン設置につきましては、設置や維持管理費に多額の費用が必要になることなど、総合的に考慮いたしますと、現時点では困難と考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 商工観光課長佐藤之則君。

○商工観光課長（佐藤之則君） 第61号議案の中で勤労青少年ホーム事業における男性の利用者向上対策についてお答えいたします。

現在、勤労青少年ホームでは、教養講座として茶道、着付け、生け花、料理といった四つの教室を開催しております。これらの教室につきましては、受講生を女性に限っているわけではありませんけれども、募集した結果、受講生はすべて女性となっております。

この要因といたしましては、時代の変化によるものが大きいと考えられますし、勤労青少年ホーム事業が始まったころと比べ、現在では個々人のニーズにマッチした講座が官民間問わず数多く開催されるようになっており、選択の範囲が広がったからではないかと考えております。

今後につきましては、現行の教養講座に加え、男性も参加しやすい新しい講座の開設やニーズの把握を含めた体制づくりを検討する中で、男性を含む多くの勤労者が余暇を利用して趣味や特技を深めたり、多くの仲間と交流したりして新たな気持ちで仕事に向き合ってもらおうといった勤労青少年ホーム本来の目的が達成できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 発言時間が余りありませんので、簡潔にお願いをしたいと思います。よろしくお祈いします。

20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 時間が3分になりましたので、もう余りにも答弁が長過ぎるんですね。明日はそういうことにならないように、問題にしておきます。

一つ、体育館のトイレの完成を急ぐべきだと思いますが、いつまでに完成させるのか。

二つ、火葬場のサービスについて職員を何人配置をして、もうよそみたいにピシッと礼儀正しく、やっぱり遺族関係者を大事に扱うようにできるのかどうか。あるいは、お酒とかお礼とか一切受け取りませんと、もうそれは常識になるように徹底してもらいたいと思うんですが、どうするのか。

それから、同和住宅について、いまの数字がちょっと52万8,000円納入されたというけれども、長期滞納はそうではなくて、43万8,000円なんじゃないんですか。このもう一人の方は1人増え

たんであって、長期滞納に加わっていないでしょう。

それで、問題なのはこの資料を見ますと、5番、8番、10番、12番、15番というように、5人の人しかこの1年間に納入はないんですね。その5番の人というのはどういう状況なのか、12万入ってます。それから、8番の人は11万入ってますがどういう人なのか、その次入るとる12番の人の12万というのは、どれぐらいの人なのか。こんだけ1,000万近く、1,000万を超える長期滞納がありながら、1年間に12万しか入らないような生活実態なのか、その辺を市民の前に明らかにして、何とか市民からなるほどなどと言えるような解決策をとってもらいたいと思います。

○議長（村上和人君） 環境課長都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） それでは、再質問にお答えします。

接客に関しましては当然のごとく、そういう指導をしていきたいと思ひますし、指定管理候補者である業者のほうからも、そういうふうにしていきたいというふうな計画が出ております。

次に、職員については、火葬がない等もありますけども、いま計画に上がっておりますのは、4名から5名ぐらいの体制でやりたいという計画に上がっております。

それから、お礼とかお酒の関係ですけども、これはいま現在もそういうことはしないようにという関係者には通知しておりますし、今後もそういうことがないように、また指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和人君） 市参事兼福祉事務所長野村信隆君。

○市参事兼福祉事務所長（野村信隆君） 体育センターの改修の件でありますけど、予算議決後、直ちに発注していきたいと思ひます。早期の完成に努めたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 建設課長筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） 大石議員の質問でありますけれども、内容についてはよくわかりません。

○議長（村上和人君） 申し合わせ時間が超えましたので、これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております第46号議案から第60号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員

9月6日

会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午後の会議は、午後1時に再開をいたします。

午後 0時18分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。

第61号議案、平成22年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第62号議案、平成22年度豊後高田市水道事業会計決算の認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「議長、意見があります」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） 20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 今朝正副議長に申し入れましたように、今日の議案質疑で決算議案も審議されましたけども、時間が足りない状況であります。前は全員で構成する決算委員会を設置しておりました。大分県内でも、去年から県議会と大分市議会は全員の議員をもって構成する決算委員会がつけられています。

ぜひこれは条例を変える必要も何もありません。議長がここではかって決めればできるようになっていますので、10人ではなくて20人にしてもらいたいと思うんです。

ちなみに、いま昼休みにちょっと下で調べてみましたら、いま10人ですね。だから、これの半分なんですけども、私はこれ改正されてから10年間一度も決算委員に選ばれたことはありません。ところが、2人会派、清新会という会派は2人とも去年は入っています。それから、香友会、3人の会派ですが、3人の会派の中で2人が入っています。いう状況でね、なんぼなんでも10人でどげんしてもやるというんならば、半分半分入れかえて、基本的には4年間、2年ずつ20人の議員がいけるようにするのが、やっぱりそういうルールをしいてもらいたいと思うんです。

基本的には全員でやるほうが、みんな勉強になっていいと思うんですけどね、そうできないのか。ぜひそうしてもらいたいと思うんです。あとは正副

議長、正副議運委員長で決めるということになるんですけどね、10人で入れるというんならば、私を入れてもらいたい。20人で入れるというのは当然のことですけどね、ちょっと検討してもらいたいと思います。

○議長（村上和人君） しばらく休憩をいたします。

午後 1時03分 休憩

午後 1時06分 再開

議長（村上和人君） （聞き取れず）

○8番（河野徳久君） （聞き取れず）

○20番（大石忠昭君） （聞き取れず）

○議長（村上和人君） 12番鴛海政幸君。

12番（鴛海政幸君） 私は、いろいろいま大石議員から苦言というか苦情というか意見が出ておるわけですが、この議会の中で正副議長あるいは議運の委員長なりが協議しながら対応してきた。これについては、権威をもったやり方をしていかなければならない。だから、当初決まった以上は、10人の委員でもって提案しているから、それでいきますとビシッと言ったほうがいいんじゃないの。議事進行は重要案件かもしませんが、いまからあなたが議長の間には、いろいろと議事進行で出てきて、議案なりいろいろな問題が覆しができるとなると大変ですから、決まった以上は決まったような方法をとったほうがいいのではないですか。

○議長（村上和人君） 19番徳永 浄君。

19番（徳永 浄君） 賛成とか起立とかいうときは、会派で話をしをしたんじゃけどね。そういうときには、私としては、そのときはお願いします。

（議長、今回は10人でいきますちあんた一言言うたらもう終わるんじゃき。もうそげしない。今回は10人でいくち言うたらいいんじゃき。だれだれにしますちまだ言うちよらんのじゃき。いまから選ぶんじゃから。」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） それでは、先例により行いたいと思います。先程10人の委員をもって構成するというのでございますので、この方向で決めたいと思います。

おはかりいたします。

第61号議案、平成22年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第62号議案、平成22年度豊後高田市水道事業会計決算の認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、第61号議案、平成22年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第62号議案、平成22年度豊後高田市水道事業会計決算の認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただ今設置いたしました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議にはかって指名することになっております。

指名の方法は、先例により正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにいたします。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午後 1時15分 休憩

午後 1時22分 再開

○議長(村上和人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員を指名いたしますので、事務局長に発表させます。

事務局長安藤隆治君。

○事務局長(安藤隆治君) それでは、決算審査特別委員会委員の氏名を朗読いたします。

2番近藤紀男議員、3番成重博文議員、4番安達隆議員、5番山田秀夫議員、6番松本博彰議員、7番中山田健晴議員、9番明石光子議員、10番土谷力議員、14番北崎安行議員、17番山本博文議員。

以上でございます。

○議長(村上和人君) おはかりいたします。

ただ今の諸君を決算審査特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 指名の方法に異議がありましたので、改めて委員会条例第7条の規定により、議長から指名をします。

決算審査特別委員に、2番近藤紀男議員、3番成重博文議員、4番安達隆議員、5番山田秀夫議員、6番松本博彰議員、7番中山田健晴議員、9番明石光子議員、10番土谷力議員、14番北崎安行議員、17番山本博文議員を指名をします。

おはかりいたします。

ただ今の諸君を決算審査特別委員に指名すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上和人君) 起立多数であります。

よって、ただ今指名いたしました諸君を決算審査特別委員に選任することに決しました。

決算審査特別委員会委員の方々には、休憩中に決算審査特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時27分 休憩

午後 1時33分 再開

○議長(村上和人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に6番松本博彰君、副委員長に2番近藤紀男君、以上のとおりであります。

しばらく休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時36分 再開

○議長(村上和人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(村上和人君) 日程第5、豊後高田市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

おはかりいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、9番明石光子君、12番篤海政幸君、13番安東正洋君及び14番北崎安行君、以上の4名を農業委員会委員に推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 20番大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) いいですか、共産党の大石であります、どうも議事の進め方に疑義を持つんですけどね、その農業委員に推薦する予定の方は退席願いますなんていうことはね、退席した人たちはもう表決権がなくなるんですよ。それは一人一人に対してまず推薦がどなたからあったら、まず議長が推薦することに異議ありませんかと、異議なしだったら、議長が推薦するのはわかりますよ。それはあくまでも議会の推薦になるんだから、はかってそれなら一人一人名前を呼ばれた人が出ていくという方法じゃないんですかね。それが一つね。

その前の問題ですよ。大分県下に18市町村があ

9月6日

りますが、法律ではもう高田で言うたら、市長が7人を選任できるんですよ。7人の選任はそれぞれの団体から推薦を受けるんですけども、最高議会が推薦できるのは4人なんです。従来ずっと4人推薦してきました。しかし、県下の中で18市町村の中で、4人最大限の農業委員を議会が推薦をして、しかも4人とも全員議員の中から選んでるのは、大分県広しといえども豊後高田市と杵築市だけあります。そのほかのところ、例えば津久見、むこうのほうからいったら佐伯、豊後大野市、国東、もういっことは竹田市などは議会が4人選んでいます、議員からは一人も推薦していません。すべて一般の方です。これはいま全国の流れになっています。これまでもだれが農業委員になるか、「いや、わしは農業委員になりたいから、ほかの役はいいですよ」と、こういう取り引きがあったとも聞いております。いろいろね、よその話ですよ。高田もそういう傾向があったから、もう議会、議長がはかる前にね、予定者は出てくださいなんちゅうことは、前代未聞じゃないですか。

私は、この際そういうなんでもかんでも役を欲しがるような状況じゃなくて、本当に皆さんが出されるんならいいですよ。女性だ女性だと女性の議員から出さんでも、女性はなんぼでもおります。有権者の中で女性のほうが数が多ゆうございます。

私はこの際、4人とも思い切って議員以外から推薦するちゅう方法をとってもらいたい。なんならば、選挙管理委員と同じように、選挙してもらいたいと思うんですよ。4人選ぶ選挙ができますね、法的には。

だから、議長がいま出した4人とも反対であります。ぜひ4人でいいです。私はそれを3人にするのではない。4人でいいので、4人は議員以外の学識経験者を推薦するようしてもらいたいと思います。

○議長（村上和人君） 異議がありますので、農業委員を被推薦人ごと起立により採決をいたしたいと思ひます。

（発言する者あり）

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） なら私が指摘したようにね、名前、議長がいま名前を読み上げた方を一人一人起立採決するということなんだけども、4人同時に退席なんていうことは正しいんですか。それ議長がそういう形で提案してやればいいで、議会で選挙

しないでいいとなってるんですか、これは。

そしたらね、やっぱり代表者会議でよく議論をしてね、私も一人だからということで、私と土谷議員は会派扱いされてないけれども、何らないですよ。その前は予定者は退席なんて前代未聞ですよ。通りますか、そんなことが。もっと民主的にやりましょいうよ、議会ちゅうのは。

○議長（村上和人君） それでは、異議がございまずので、農業委員を被推薦人ごと起立により採決をいたしたいと思ひます。

○20番（大石忠昭君） 議事進行ちゅう、それをね、4人とも全部退席したものでやっていいんですか。正しいんですか、それが。一人一人名前のあがったことを退席じゃないんですか。前もって退席させたことは間違いじゃないんですか。

それで、もうあとは選挙でいなくても、そういう方法でできるちゅうことですか。基本的には、私は一般で4人とも女性を選んでもらいたい、いろいろ野菜じゃ、そばじゃ、果物じゃ、畜産じゃあとありますから、いろんな関係の農業生産に携わってる人の代表を選んでもらいたい。

（発言する者あり）

4人とも退席なんかないじゃろうが。

○議長（村上和人君） しばらく休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（村上和人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員を被推薦人ごと起立により採決いたします。

農業委員に、9番明石光子君を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上和人君） 起立多数であります。

よって、農業委員に9番明石光子君を推薦することに決しました。

次に、農業委員に12番鴛海政幸君を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上和人君） 起立多数であります。

よって、農業委員に12番鴛海政幸君を推薦することに決しました。

次に、農業委員に13番安東正洋君を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上和人君） 起立多数であります。

よって、農業委員に13番安東正洋君を推薦することに決しました。

次に、農業委員に14番北崎安行君を推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上和人君） 起立多数であります。

よって、農業委員に14番北崎安行君を推薦することに決しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長（村上和人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 村上和人

豊後高田市議会議員 中山田健晴

〃 河野徳久